

社会資本整備審議会河川分科会事業評価小委員会（第19回）

令和7年3月14日

【事務局】 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第19回社会資本整備審議会河川分科会事業評価小委員会を開催いたします。本日の進行を務めます〇〇です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、国土交通本省の会場と一部の委員、国土交通省関係者がウェブ会議にてそれぞれ接続しておりまして、さらに、傍聴希望のありました報道機関等の皆様もウェブ上で傍聴可能な状態となっております。

ウェブで御出席いただいている委員の皆様におかれましては、基本的にはカメラをオン、マイクをオフにいただき、御発言いただく際にはマイクをオンに切り替えていただくようお願いいたします。

それでは、開催に当たりまして、〇〇より御挨拶申し上げます。

【事務局】 皆さん、こんにちは。〇〇でございます。本日は、年度末の押し迫った大変お忙しい中、河川分科会事業評価小委員会の開催をお願いしたところ、委員長をはじめ、多くの先生方に対面またはウェブにて御参加いただいておりますこと、心から御礼申し上げたいと存じます。また、日頃から先生方には様々な国土交通行政の分野、とりわけ河川関係に多大な御理解、御協力を賜っておりますことを心から御礼を申し上げます。

本日は、議事にございますとおり、2件の事業の御審議をいただきたいと存じます。1つは、河川環境整備事業を新規で始めようというもので、もう一つは、県が実施しておりますダム事業をほかの方法で対応するため、中止をしたいという申し出があったものです。それらにつきまして御審議をいただくために、国土交通大臣から諮問をさせていただいたところでございます。

今の公共事業を進める上では、やはり事業の透明性や客観性、いろいろな御意見を賜りながら、行政として決めていきたいと思っているところでして、今ちょうど国会で審議をいただいているところですが、国の予算は4月に始まり、3月に終わるところがあり、お忙しい時期に御審議を毎回お願いしているのは心苦しいばかりですが、何とぞよろしくお願いいたします。

本日は、この2件につきまして先生方の各方面からの御意見を賜り、私どもとして、こ

れからどう進めるかを考えてまいりたいと思っております。ぜひ忌憚のない御意見を賜りますことを心からお願い申し上げまして、甚だ粗辞でございますが、冒頭の私からのお願いの言葉とさせていただきます。何とぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 本日は、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員におかれましては、御都合により御欠席でございますが、委員9名のうち6名が御出席となり、委員総数の3分の1以上に達しておりますので、運営規則第4条第1項に基づき、本小委員会は成立しております。委員の先生方の御紹介につきましては、恐れ入りますが、委員の名簿をもって代えさせていただきます。

次に、本日の資料についてです。委員の皆様には事前に送付させていただいておりますが、事務局からの説明の際には資料の該当番号を画面に表示しますので、資料は御覧いただければと思います。お配りしている資料ですが、議事次第、資料目次、委員名簿と資料1から資料7－3までございます。また、参考資料として参考資料1－1から参考資料5までございます。

それでは、議事に移らせていただきます。委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

【委員長】 それでは、議事に移らせていただきますが、その前に本小委員会の会議及び議事録の公開について確認をさせていただきます。参考資料1－1及び1－2にあり、本小委員会の会議及び議事録につきましては、社会資本整備審議会運営規則第7条及び社会資本整備審議会河川分科会運営規則第4条に基づき、公開することといたしますので、御承知おきよろしくお願いいたします。

それでは、新規事業採択時評価の実施箇所について御説明をお願いします。

【事務局】 資料1に基づき、新規事業採択時評価の実施箇所につきまして御説明させていただきます。1ページ目ですが、新規事業採択時評価の制度は、平成10年に始まり、平成21年より第三者委員会、それから、関係する都道府県、政令指定の意見聴取等を実施し、手続を進めているところです。

2ページ目ですが、新規事業採択時評価のスケジュールが2つございます。政府予算案の閣議決定のときに、予算措置を公表する事業につきまして、基本的に概算要求の段階で評価書の公表を実施しております。その他の事業につきましては年度末、3月末の実際の箇所づけのタイミングに合わせて評価書の公表を実施しております。今回、令和7年度予算に関する新規事業採択時評価の実施箇所としては、3ページでございますが、鶴川の総合水系環境整備事業の1件でございます。私から以上でございます。

【委員長】       ありがとうございました。

本日は、審議案件が2件ございますので、まず環境事業を御説明いただいた後に、一度質疑の時間をとりたいと思います。その後、残る治水事業を御説明いただき、再度質疑の時間をとりたいと思っております。

それでは、環境事業の御説明、よろしくお願いいたします。

【事務局】       〇〇でございます。よろしくお願いいたします。それでは、私から新規事業採択時評価の説明をさせていただきます。資料2の1ページ目を御覧ください。新規事業選定の考え方について整理してございます。まず、本日御審議いただきます総合水系環境整備事業については、3つの目的を達成するために実施しております。1つは自然の再生、それから、水環境の改善。これは水質の浄化といったものです。そして最後に水辺の整備に係る事業ということで、本日、御審議いただく鵲川については、この水辺の整備に係る事業でございます。

2ページ目をお開きください。こちらが新規事業採択時に至るまでのプロセスについて御説明をしております。まず、河川整備計画に位置づけがあるということですが、水系においてまだ事業化がなされていない環境整備ということでございます。そうした中で、関係諸手続きの進捗、それから、整備内容の具体化という検討を進めてまいります。その検討の成熟度に応じまして計画段階評価を実施しております。その後、新規事業箇所候補ということで、鵲川水系の事業を本日御審議いただきます。

ちなみに、今回の鵲川水系につきましては、河川整備計画が平成21年に確定されております。そして、検討の段階で、かわまちづくり計画の登録というのが中ほどに書いておりますが、こちらが令和6年6月でございます。さらに、計画段階評価を実施したのが令和6年10月ということで、こうしたプロセスの中で今に至っているという状況です。

それでは、中身を説明させていただきます。資料3をお開きください。1ページ目です。鵲川流域と河川の概要でございます。鵲川は北海道の胆振地方を流れ、太平洋に注ぐ一級河川でございます。河口部は苫小牧の東に位置する、むかわ町でして、源流は標高約1,300メートルの狩振岳です。流域内の市町村として、むかわ町と占冠村がでございます。水質は近年環境基準を満足し、良好な水質を維持しているという状況です。

2ページ目をお願いします。河川環境を取り巻く状況です。まず、動植物の生息・生育・繁殖環境につきましては、鵲川はシシャモ、サケ等が遡上する河川で、下流部は北海道の太平洋沿岸のみに分布しているシシャモの貴重な産卵床が見られます。また、河口部では

干潟の再生に取り組んだ結果、シギ・チドリ類が多く観察されております。中流部では連続した河畔林が発達し、国の天然記念物に指定されているオジロワシ等が生息するほか、フクドジョウなどの流れの緩い場所を好む魚類が多く生息・繁殖しております。

上流部は瀬・淵にサクラマスが見られまして、自然裸地にはイカルチドリ等が生息・繁殖をしております。景観面につきましては、上流には赤岩青巖峡などの景勝地になっており、流下するに従いまして田園風景を構成する要素となっております。下流部のむかわ町の市街部では、河川空間、それから、周辺に田園地域が広がり、市街地周辺の河川敷には、たんぼ公園が整備されるなど親水性に富んだ水際空間が構成されております。河口部は広がりのある河川空間と太平洋の海岸線、それから、干潟で構成されているといった環境でございます。

3 ページ目をお開きください。河川の利用の状況について御説明します。鵜川の河川空間、総利用者数は、令和元年度で推定約 8,000 人となっております。利用形態別で言いますと、散策が最も多く、次いでカヌー体験等のスポーツ利用でございます。また、シシャモカムイノミと呼ばれるアイヌの人々がシシャモ豊漁を祈願する儀式や川での木材流送の文化を踏まえた流送祭りなどアイヌ文化や、地域の歴史、あるいは文化を伝える行事の舞台ともなっているという川でございます。また、河口の干潟では、地元の有志の方々によります自然体験会が開催されております。さらに川の流れの特徴を生かして、SUP、それから、カヌー、ラフティングといった水上アクティビティの利用が見られます。

4 ページをお願いします。地域の開発の状況について御説明します。現在のむかわ町は、平成 18 年に旧鵜川町と旧穂別町が合併し誕生した町です。下流部の鵜川地区においては、平成 9 年には温浴施設、物産館、運動施設等を併設した「四季の館」というものが整備されまして、平成 15 年には道の駅にも指定されております。また、昭和 53 年に建設された「鵜川ししゃも孵化場」が令和 4 年に鵜川近くに移転、新築してございます。施設では産卵環境を向上させることで、ここ数年記録的不漁が続きます鵜川シシャモの資源回復を図る取組をしております。上流側の穂別地区におきましては、平成 30 年の北海道胆振東部地震からの復興を目指す、むかわ町復興拠点施設等整備事業として、穂別博物館の建て替えが進められております。また、国内唯一の恐竜全身骨格である「むかわ竜」などの貴重な化石を展示しております。河川に隣接するリバーサイドパークは地域住民のスポーツやレクリエーション活動の場として活用されております。

5 ページ目をお願いします。続いて本事業に関連します、むかわ町が目指すまちづくり

について御説明いたします。むかわ町では、「人と自然が輝く清流と健康のまち」をまちづくりの理念として掲げ、鵒川の河川環境の整備等を通じて自然緑地や都市景観の形成を目指すこととしています。また、合併から年数が経過しておりまして、町内の周遊性を高め、町全体でにぎわいを創出するために、むかわ町と穂別地区のヒト・モノ・コト・トキをつなぐ充実・強化に向けた取組をする旨が示されております。鵒川は、むかわ町の骨格軸と位置づけられて、まちづくりが進められるといった状況です。

6 ページ目をお願いします。むかわ町や地域の団体の皆様とともに、この利活用を図る上で河川環境上の課題について議論を重ねてまいりましたところ、幾つかの課題が明らかになってございます。まず、むかわ地区では、緩やかな川の流れを生かしてSUPやカヌーなどの水上アクティビティや地域の児童等によります環境学習、それから、水遊びなどの利用ニーズが高い中で、水際に草木等が繁茂して見通しが悪くて段差があるために、安全に水辺に近づくことができない状態になっております。また、周辺施設である、むかわ町の道の駅など、市街地から河川空間を訪れるための動線が不足しているという課題が明らかになりました。穂別地区におきましては、隣接する河川公園、リバーサイドパークにイベントやスポーツで来訪する利用者は多いものの、河川空間にアプローチするための動線が狭くなっており、一体的な利用が図られていないといった課題があります。また、流れの速い流域を生かしたラフティングなどの利用ニーズが高い中で、こちらもやはり見通しが悪く、安全に水辺に近づくことができない状況になっております。さらに、鵒川の良好な景観を眺めながら、下流の鵒川地区と上流の穂別地区とをつなぐことのできるサイクリングロードの設定が検討される中で、未舗装の堤防の天端にある通路が存在しているため、円滑な移動が困難な状況が複数箇所で見られるといった課題があります。

7 ページ目をお願いします。こうした課題を踏まえ、むかわ町が目指すまちづくりと一体となって安全に水遊びやレクリエーション等に活用できる水辺の拠点を鵒川地区、穂別地区の2か所で整備するとともに、鵒川に沿って両地区のアクセスを向上し、新たなサイクリングコースの設定にも資する通路を整理することなどを内容とする鵒川総合水系環境整備事業を新たに実施したいと考えております。国の事業としての総事業費は約3.6億円、むかわ町が実施する事業費も合わせますと約4.2億円という全体事業でございます。事業期間については、令和7年度から令和11年度まで工事を行い、その後、5年間のモニタリングを経て令和16年度に完成を予定しております。整備の内容は、国土交通省では河川管理用の通路、河岸の整備、堤防天端の舗装などの基盤整備を行い、地元むかわ町

で駐車場の整備、ベンチ、案内看板の設置等を行います。

8 ページ目です。鵠川水系における環境整備の方針でございます。鵠川水系の環境整備については、鵠川の自然豊かな環境を保全・継承するとともに、アイヌ文化の保全・継承と地域の個性と活力、歴史や文化が実感できる川づくりという方針の下で地域のにぎわいづくりに資する水辺空間の整備に向けて引き続き地域のニーズの把握に努めつつ、令和7年度より「むかわかわまちづくり計画」に位置づけられた治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を実施することとしたいと考えております。

9 ページ目をお願いします。こちらは地域の協力体制でございます。鵠川では、「ネイチャー研究会 i n むかわ」、それから、「鵠川・沙流川WAKUWAKU協議会」、「日高サイクリング協会」など、鵠川に関連して様々な活動をされている団体との連携体制が構築されております。今回の環境整備事業の実施に先立ちまして、作成された、むかわかわまちづくり計画の検討段階から、計画の策定主体であります、むかわまちづくり委員会に、これら活動団体の皆様にも御参加をいただきまして、整備内容、利活用の方策、それから、維持管理の方針などについて議論してきてございまして、これらの団体も含めまして地域の協力体制が構築されていると考えております。

10 ページ目をお願いします。事業の緊急度について御説明をいたします。事業箇所の周辺地域は、平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震で甚大な被害を受けました。被災者の転出等の影響によりまして、人口の減少や過疎化が一層加速してございます。このため、むかわ町では令和3年3月に策定した第2次むかわ町まちづくり計画において、町中の整備に併せて河川敷地にあるたんぼぼ公園、リバーサイドパーク等の利用向上に資する環境整備等により、サイクリングや水上アクティビティサービスを提供する民間事業者等の誘致を図る予定です。また、関連事業といたしまして、復興拠点施設として穂別博物館が令和8年3月、温浴施設が令和7年の3月にそれぞれオープンする予定となっております。こうした、むかわ町の復興まちづくりを加速させ、地域活性化に貢献するために早期の事業着手が求められており、令和7年度の事業着手が必須であると考えてございます。

11 ページ目をお願いします。最後に費用対効果分析について御説明いたします。こちら、B/Cでございますけれども、環境整備につきましては、アンケート等を用いて事業効果に対する支払意思額を把握する、いわゆる仮想的評価市場法（CVM）によって算出をしております。便益の集計範囲は、鵠川地域の認知度の分析結果を基に生活圏のつなが

り等を考慮して、整備箇所から30キロ圏のむかわ町、厚真町の全域及び日高町、平取町、安平町、苫小牧市の一部とさせていただきました。有効回答数は257票、1か月当たりの支払意思額につきましては、平均値は442円となりました。費用便益分析を行った結果、便益と残存価値を合計した総便益は約52.6億円、それから、建設費と維持管理費を合計した総費用コストは約3.6億円でして、B/Cは14.7となりました。

併せて、それぞれ事業費、工期、試算を10%ずつ上振れ、下振れさせた感度分析も行い、その結果については、B/Cが13.2から16.2との幅の中であるということを確認しております。

鶴川総合水系環境整備事業の新規事業採択時評価の説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【委員長】       ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして御意見、御質問等がございましたら、発言をよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

【委員長】       〇〇委員、よろしくお願いします。

【〇〇委員】       方針については、異論ございません。このむかわ町の計画で、ヒト・モノ・コト・トキということで、基本計画を作っていらっしゃいますが、今後、これを整備する上で、どの地域の方々向けに整備をされるのかを明確にされる必要があると考えます。例えば町内の方なのか、または調査された30キロ圏内なのか、もしくは札幌までターゲットにするのか、外国の方なのかとか、様々なターゲットがあると思いますので、そこを明確にしながら進めていただきたいと思っております。ターゲットによって、PRの手法なども変わってきますので、留意して進めていただければと思います。以上でございます。

【事務局】       ありがとうございます。御指摘のとおりと思っております。今回、むかわ町の総合まちづくり計画の中では、まずは一義的には町内に住んでいらっしゃる、むかわ町、旧鶴川町、旧穂別町の町民の方々に盛んに使っていただきたいという考えですけれども、さらに遠く30キロ圏も含めて、人に来ていただきたいというのもあります。およそこの地域には、現在、8万人ほどの入り込み客の観光客が来ていらっしゃいますので、そうした方も町全体としては増やしていきたいと考えており、そうした中の一部については、この施設も使っていただきたいというような目論見を持っております。今後、実際に事業実施後もモニタリングを継続していくということになりますので、その辺りきちんとフォローをしてやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

【〇〇委員】      ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

【委員長】      〇〇委員、よろしくお願いします。

【〇〇委員】      ありがとうございます。環境事業が3つ示されています。その中で「自然再生」と「水辺の整備」は、おのこの目的が異なるので、一方をかなえると一方が損なわれるということが起こり得ると思っております。この事業は計画された時から20年ぐらいたちますでしょうか。現在では、生物多様性の保全の観点から、ネイチャーポジティブという、つまり、あらゆる事業について、その事業をやることによって生態系が回復するように、生物多様性が増えるようにという、そういう配慮をしていくことが生物多様性条約の2030年目標になっています。この事業は、10年間、おやりになるということですが、ぜひ何らかの生物モニタリングを実施して、自然環境に配慮した、そういった事業にしていいただければありがたいと思います。以上です。

【事務局】      ありがとうございます。資料の3の2ページ目を御覧ください。鵜川については、過去に河口部で砂浜がかなり侵食をされて、干潟が消失しかけたということがございまして、河口干潟の再生事業ということで整備をしてきました。サンドバイパスを造るなど、様々な取組を地元の方、北海道とも連携しながらやってきた結果として、現在、河口干潟がかなり回復をしてきているという状況です。今は割と安定をしているということで、鳥の休み場にもなっております。

また、シシャモの産卵床が下流部にございますので、十分配慮しなければいけないと承知をしております。今回の利用につきましても、若干、河口干潟から離れた部分で利用の場所を造りますし、駐車場の整備なども極力必要最小限の範囲での自然改変にとどめる予定です。それから、河岸から水辺に下りられる部分についても、堅い構造物を使うのではなく、自然の土で緩傾斜の河岸にし、極力自然へのインパクトを少なくしようという工夫をしております。水上アクティビティの活動についても、シシャモの産卵時期と重なります10月から5月ぐらいまでの間については控えるというような方針も整理をしております。できる限り自然と人間の利用のほうを調和させながら進めていきたいと考えてございます。

【〇〇委員】      よろしくお願いいたします。

【委員長】      ありがとうございました。

引き続き、〇〇委員、お願いします。

【〇〇委員】      〇〇です。御説明、ありがとうございました。今の話題の生態系のとこ

ろも丁寧に見て準備をしていただいたこと、理解ができたところですけども、同時に言及のありましたカヌー、サイクリングロード等、川に親しむという視点で、多くの方がこれから環境に配慮しながら活用していくという観点から、いつも国交省河川局で実施されているアセスメントはとても丁寧で、本当に緻密で分かりやすく、情報を出して管理体制が取られていると感じています。ぜひ今後、川の利用者の方々、また、この整備された後の維持、発展を担う方々にも、ぜひこの初期の段階のアセスメントで重視したことや、大切にしたい状況、先ほども人工物だけではなくてという御説明もいただきましたので、なぜこのような造形にしているのか、そして、これをどういうふうに生かしていくのかという情報もぜひ共有していただけると効果的です。これまで以上に流域に親しむこと、自分たちの川であるという認識が醸成されることが重要で、インバウンドや観光客の方がいらしても、そういう意識は伝わり、高まるかなと想像します。コメントになりますけれども、情報発信と情報共有を強化していただければと願います。よろしくお願いいたします。

【委員長】      ありがとうございました。

【事務局】      ありがとうございます。御指摘、ありがとうございます。むかわ町につきましては、説明の中でも触れさせていただきましたが、かなり利用の団体の方とか、あとは近隣の学校や幼稚園などの教育施設とも比較的コミュニケーションをとり、計画づくりなども行っていますので、フォローアップの期間も含めて、ケアしながら進めていきたいと思います。また、PRについても地元のほうと相談しながらやっていければと思っていますので、よろしくお願いいたします。

【〇〇委員】      ありがとうございます。本当に先進的な事例にもなり得ると思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【委員長】      ありがとうございました。

それでは、〇〇委員、お願いします。

【〇〇委員】      河川の利用状況、3ページ。下流と上流のところで、個々にはいろいろなことをやられていると思います。この地域の方々が、アイヌ文化の継承という、川づくりの1つの目標がある中で、このシシャモの保全、下流でやっているようなこととか、ラフティング、それから、4ページに行くと、むかわ町の流送祭り、マラソンなど多くの活動を行っています。

この鶴川の下流と中流の活動、あるいはもう少し上流での活動とつながる仕組みが大切で、川や流域の理解とともに、環境の問題から治水の問題の課題まで含めて総合的に見る枠組

みができてくると良いと思います。

ぜひ個々にやられている、こういった活動をつなぎ合わせるような仕組みを作り上げながら、環境事業を進めていただきたいなと思います。B／Cで評価したような範囲を少し広げたところから人を集めてくるというのは、次のステップとしてあると思います。個々に動いている人々が、どんなふうにつながっていくのかというところも注視した動きが必要だと思います。既にあるのかもしれませんが、あるのであれば御紹介いただければと思いますが、そんなことを感じた次第です。以上です。

【事務局】      ありがとうございます。このむかわ町自体が、やはり旧鵜川町と穂別町という2つの町が合併して、大体この間が30キロ程離れているということもございます。町のほうの問題意識としては、人口も減って、高齢化も進んでいるということで、現在、人口が9,000人ぐらいなんですね。中心市街地をまずは元気にしたいということで、この拠点を選んで、まずはそこを拠点にして何とかにぎわいを取り戻したいというのが第1段階でございます。それと一方で、やはり2つの町を有機的に結びつけていくということで、サイクリングロードであるとか、あとは公共交通機関も、この両方を結ぶような公共交通機関も検討されていると伺っておりますので、川に沿った上下流の交流は、その次の段階で進めていきたいということをまちづくりの委員会の中でも議論されております。

恐らくさらに将来的には、上流側に占冠村がございまして、穂別町と占冠村、かなり生活圏が違って、公共交通機関もどちらかという横軸で走っていますので、今の現在で言うところ、直接的な交流というのは、それほど多くないのですが、一方で、上流側のほうにはかなり観光客とか、リゾート地もございますので、そうした方々に立ち寄ってもらう工夫であるとか、様々な展開が考えられると思いますので、徐々にそうした流域全体の交流を視野に入れた取組のほうに発展していけるように河川の事務所としても方向性、進めていきたいと考えてございますので、よろしくお願いします。

【委員長】      ありがとうございます。

追加的に御発言されたい委員の方、よろしいですか、皆さん。それでは、御発言がございませんようですので、事務局から説明のありました令和7年度予算に関わる河川事業の新規事業採択時評価1件については、審議結果を予算化は妥当とし、付託意見はないということによろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【委員長】      ありがとうございます。それでは、予算化については、妥当ということ

にしたいと思います。

それでは、残り 1 件に関する説明を事務局からお願いいたします。

【事務局】 それでは、まず資料 4 に基づきまして、ダム事業の検証に係る検討につきまして御説明をさせていただきます。このダム事業の検証ですが、前回、第 18 回、昨年の 8 月の小委員会のときにも御説明をさせていただきましたけれども、これまでこのダム事業の検証に係る手続は、有識者委員会というものがございまして、その中で審議をして方針を決定するということでしたが、事業評価小委員会の中で審議をしていただいて、対応方針を決めるということに前回より変更させていただいたところでございます。

今回は、同じくこのダムの検証に載っております事業につきまして、1 件、御審議をお願いしたいということですが、2 ページに検討に関する再評価の視点とございますが、事業評価監視委員会等での意見聴取、方針案の決定を踏まえての状況、治水対策の代替案等の検討、あるいは利水の代替案等の検討もしながら総合的な評価を進めていくというのが一般的な流れでございますが、社会情勢の変化等により検証主体が検証対象ダムを中止する方向で考えている場合というものについては、必ずしも詳細な検討によらずとも従来からの手法によって検討を行うことができるようになっており、今回、岐阜県の水無瀬生活貯水池事業については、事業を中止するということの検討をさせていただいた結果を御報告させていただくものでございます。先ほどの 3 ページの従来からの手法によって検討を進めさせていただくものということになります。

内容につきましては、引き続きまして事務局から御説明をさせていただければと思います。

【事務局】 ○○です。私から資料 5 を用いまして、当該水無瀬生活貯水池事業の概要等について説明をさせていただきます。

資料 5 の左下に位置図をつけております。この水無瀬生活貯水池事業は、岐阜県内の左下の図面の中で、木曽川、その 1 次支川の飛騨川、そのさらに支川、木曽川から見ると 2 次支川の水無瀬川、ここにダムを建設する事業です。水無瀬川の流域面積は、2.45 平方キロメートル、河川の延長は 3 キロという非常に小規模な河川です。

左上、この事業の目的ですけれども、ダムの建設によって洪水調節、これは水無瀬川の治水安全度を 30 分の 1 にするというものです。それから、異常渇水時等の緊急水の補給ということで、この可茂地域、水無瀬生活貯水池の下流にあります 2 市 4 町に緊急的に生活用水等を補給するという目的を持った事業です。

施設の諸元ですけれども、位置は加茂郡川辺町、重力式のコンクリートダムで、ダムの高さは43メートルという計画でした。総貯水容量は108万立方メートルで、このうち治水のための容量が30万立方メートル、それから、利水のため、目的で言うところの異常洪水時の緊急水の補給のための容量が70万立方メートルという事業です。事業費及び進捗状況ですけれども、総事業費としては60億円、平成13年に事業化をしております。これまでに水理・水文調査、地質調査などに4億円を執行しておりますが、現地については、用地買収などは全く入っていないという状況です。

右側、検証に係る検討の内容、結果です。検証主体は岐阜県です。まず洪水調節について、岐阜県内の同規模の河川、県内バランスを考えると、この河川については、当面の整備目標としては、年超過確率10分の1程度の雨を安全に流下することが目標になります。それに対して、当該河川流域においては、平成16年、あるいは平成18年に周辺の浸水被害を伴う出水がありまして、これを受けて岐阜県が災害復旧、あるいは改良復旧として、護岸を直したり、あるいはそのときに川底を下げたり、掘削をするということで流下能力をアップさせる対策をしております。その結果として、年超過確率10分の1の雨については安全に流せる状態に既になっているという状況です。

それから、その下ですけれども、異常洪水時等の緊急水の補給について、現行計画においては、異常洪水時等に緊急水を浄水場に補給し、洪水被害の軽減を図る計画でした。これについては岐阜県の企業局が利水者となって、この2市4町に緊急時に水道用水等を補給するという事業が計画されておりましたが、治水の目的がなくなったことを受けて利水事業者から、事業者へ参画を中止する意向が示されているということです。

ダムにより利水容量を確保するのではなくて、河川法の53条に基づく洪水時における水利使用の調整、それから、洪水対応タイムラインの活用によって被害の軽減を図ることになったということです。洪水調節、それから、異常洪水時の緊急水の補給について、このような対応が既になされている、あるいはしていくということを前提にして、岐阜県の対応方針が一番下に示されております。総合的に判断した結果として、水無瀬生活貯水池事業については中止をする。治水においては、河川整備計画が策定されていない場合において、岐阜県内で想定されている目標、ここで言う10分の1ですけれども、その目標が掘削、護岸等によって達成されているので、当分の間は現在の流下能力を維持するために、河川管理施設等を適切に管理していくということに努めていきたい。

利水においては、異常洪水時には河川法53条の洪水時における水利使用の調整によっ

て、岐阜県東部上水道用水供給事業の水源であります、これは飛騨川の上流にある岩屋ダムについて、ほかの木曽川水系内の水源ダムと総合的な運用を図ること、それから、渇水対応タイムラインを活用して、渇水時の情報共有を図ることで、渇水被害の軽減を図っていくということをもって、この事業については中止をしたいということが岐阜県から報告されているということです。

私からの説明は以上です。

【委員長】      ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等がございましたら、発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

〇〇委員、お願いします。

【〇〇委員】      御説明、ありがとうございました。1点確認なのですが、同規模の河川、県内バランスから10分の1が妥当であるということの判断ですが、過去のここで浸水した災害に対する再度災害防止が10分の1で達成されるというふうに考えてよろしいのかというのが1点です。

もう1点は、異常渇水時の緊急補給という役割をこのダム、つまり、ハードで対応しようというのが、渇水タイムライン、それから、既存の運用をもって対応する。これ、ソフトに変わるわけですね。ソフト的な対応に変わるということで、この緊急時の水補給箇所、2市4町の住民の方々にも治水事業、利水事業のレベルが変わったということをごんごんに通達しているのか、理解されているのかという、その辺について何か情報等がありましたら教えていただければと思います。

以上です。

【事務局】      お答えいたします。まず1点目ですが、10分の1ですけれども、過去には、この地域では、例えば昭和43年には確率規模で100分の1ぐらいの大雨が降っており、浸水被害がありますので、10分の1対応の河川の整備はしていますが、過去の同地域の浸水実績のある洪水を完全に解消することではございません。けれども、岐阜県内の当面の整備目標としての横並びで10分の1が妥当であると岐阜県は判断しているということでございます。

それから、2点目ですが、水無瀬生活貯水池によって渇水対応をするハード対策からソフト対応に変わったということですが、このハードという意味では、この事業と関連する事業がございまして、木曽川水系連絡導水路事業について、夏のこの委員会におい

てダム検証の結果、継続という判断をいただいております。木曽川水系連絡導水路については、この木曽川水系内の揖斐川で開発した水を木曽川の下流まで持ってくるということですが、それらの整備によって、この合流地点については、この可茂地域の下流になりますけれども、それらを含めた総合的な運用を考えております。上流において可茂地域に水道用水を供給する岩屋ダムなどの供給の優先順位を異常渇水の際にどう考えていこうかという中で、木曽川水系連絡導水路ができれば岩屋ダムの水供給分については、温存して使うということになるので、結果として間接的に可茂地域の利水についても効果が出るというようなこともあります。その木曽川水系連絡導水路事業が継続されたということもあって、水無瀬生活貯水池事業については中止でよいということが岐阜県から示されております。これらの検討については、この地域で、異常渇水を前提にした、どう対応するかというような議論をしておりまして、議論の中で、2市4町も含めて、このような状況、対応、代替措置については共有できているという状況になってございます。

【〇〇委員】      ありがとうございました。渇水は、木曽川導水路ができるという前提の下にハード的にも対応できるということと、それから、地域が異常渇水に対する体制、備えというものを常に考えているということで理解いたしました。

ただ、1点、最初の安全度、全体的な県のバランスを見て10分の1になったというのは、当初は、このダムを想定していたときには、30分の1という話であったものが、横並びと言いながらも10分の1に減るということは、地域としてはもっともっとやはりこの流下能力の足りなさに対するソフト的な避難等も含めた、そういう防災的な教育というのを実行するというか、広めることが大切だなと思いました。以上です。

【委員長】      ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいですか。本日、御欠席の〇〇委員より、木曽川水系連絡導水路事業が、ダム検証で継続となっており、岐阜県は水無瀬生活貯水池を中止した後の渇水対策として期待していることもあり、木曽川連絡導水路事業の進捗を図るべきとの御意見をいただいております。

そのほか、御発言がないようですと、よろしいですね。それでは、事務局より説明のありました水無瀬生活貯水池事業の検証に関わる検討については、今後の治水対策の在り方について中間取りまとめで示された個別ダム検証に当たっての共通的な考え方を踏まえたダム事業の検証に関わる検討に関する再評価実施要領細目に基づいて検討されたと考えておりますが、これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【委員長】 それでは、水無瀬生活貯水池事業の検証に関わる検討については、今後の治水対策のあり方について、中間とりまとめで示された個別ダム検証に当たっての共通的な考え方を踏まえたダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づいて検討されたということにしたいと思います。ありがとうございました。

次に、その他について事務局より報告事項がありますので、御説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、資料7-1、7-2、7-3と準備しておりますが、最近の我々の行政の中で新しく取り組んでいる検討の内容について、簡単にお時間をいただいて御紹介させていただければと思います。資料7-1でございますが、「流域総合水管理のあり方検討部会」と右肩に打っておりますが、これは国土審の水資源開発分科会の部会及び河川分科会の小委員会として、2つの合同部会、合同小委員会として実施しているものでございます。今日お越しいただいている〇〇委員にも委員になっていただき、検討を開始したものです。

最初に資料7-3の3番、3ページですが、これまでも取り組んできた治水、利水、環境の分野を流域治水として、流域のあらゆる関係者で水災害の被害の最小化というものを進めておりますが、この考え方を水利用の分野、あるいは流域環境の分野、皆さんの御協力もいただきながら、さらにこの効果を上げていくというものを考えているものです。具体的には4ページですが、それぞれの効果の相乗効果が発現できないか、あるいは1つの事象としてはプラスなのだけでも、場合によっては違う面から見るとマイナスになるというような利益が相反する場合には、この調整をすることで、トータルとしては治水面だとか、水利用面、それから、環境の面で効果が最大化できないかということを考えて検討を進めているものでございます。

資料7-1のところに戻っていただきまして、2ページのところになりますが、この水管理は非常に長い歴史がございます。法体系ができる前から治水面、水利用の面は、地域の方々の直接的な話し合いみたいなことで、地域の調整の中で慣行的に、結果的にできてきたものが江戸時代から続いてきたということでございます。特に水利用面などで見ると、当時、技術力の話もありますが、できるだけ小さな構造物でできるようところで水利用が始まって、それが徐々に、土木技術の進展などもありまして、中河川も使えるように、近年になりますと本当の大規模な構造物を造って、治水対策、あるいは水利用も行うというようなシステムが構築されてきて、それから、特に明治時代になってからは、非常に工

業化も進めて、一気にその生産力、あるいは治水の安全度を向上させるような水系一貫のシステムを作ってきたということです。

これに呼応するような形で法体系もできてきているということですが、明治時代、最初に入ったのは治水事業が中心で、水利権制度もあるのですけれども、荒ぶる洪水から国土を守るというようなことを進めてまいりました。それから、戦後はより国を豊かにするため、この水をいかに使って工業を進めるかというようなことが大きな課題になりました。昭和の戦後復興を支えたのも、工業を支えた水資源開発でございまして、そのための法体系、水資源開発促進法、それから、水機構法等が30年代にできるのですが、これと合わせるような形で河川法についても利水に関する水系一貫の規定を入れております。平成の時代に入ってから、さらに環境も加えて、この治水と利水と河川環境の保全という、その3つの項目をバランスよく総合的に取り組んでいくというのが河川法の主体系になっているというところです。

3 ページですが、それ以降、いわゆる気候変動の影響等もございまして、平成の末期、それから、最後、令和に入ってから頻繁に国が管理するような河川でも堤防が決壊するような状況になってきてしまったということで、流域治水の取組が推進するための法制度が整備されております。治水に対する施策は、いろいろな関係者の方々の御協力もいただきながら、取組が進化したところでございまして、これを今後、それ以外の分野にも進めていこうということで、例えば水利用の調整なども進めていながら、発電がやはり国産のエネルギーとして増電できないかとか、もう少し積極的な環境の創出ができないか、こういうことに皆さんの御協力をいただきたいということでございます。

5 ページになりますが、水資源の観点からも、こういう総合的な水のマネジメントの話もございまして、下の赤の枠にあります、いわゆる災害が起きた場合、あるいは和歌山の水管橋の落橋のような事故が起きた場合、それから、明治用水等、堰が、その機能が果たせなくなったような災害時の話もあれば、維持管理の老朽化みたいなことによる影響のようなことが、我々の水インフラの周りでもできているということで、円滑に計画的に水を使うこと、それから、水供給リスクに備えて何ができるかということを経済のシステムとしてしっかり考えていくことが必要だという提言も、国土審議会の中でも議論されたところでございます。

6 ページには、水循環基本計画の改定等も、昨年度実施をさせていただきまして、この流域総合水管理という取組をしっかり進めるというようなことを決めさせていただいたと

ころでございます。この中では上下水道も再編する、いろいろな人口減少もありますし、それから、社会インフラとしてどういうインフラとして最適なのかというようなことをリビルドするというようなこともあります。当然、気候変動で災害が激化するのであれば、できるだけ影響を低減するような発電、水力発電によって地球温暖化対策を緩和するというような意味もございます。

7ページになりますが、こういう治水、利水、環境について、様々な社会のニーズ、それから、技術の革新、このようなものがある中で、どういうふうにこの仕組みを進めていくのか、制度の在り方、それから、仕組みの在り方なども議論するということで、委員会が設けられているものでございます。

課題につきましては、資料7-2に現状について取りまとめさせていただいておりますが、典型的な例で申し上げますと、気候変動の影響につきましては、皆さん治水の洪水、水災害の激化のところは御存じだと思いますが、10ページ、11ページになりますが、雨が降る日数が減るのではないかと、あるいは融雪量が減るのではないかとということが明らかになってございます。他方で、12ページになりますが、大雪が場所によってはドカッと降るような雪がトータルで増える場所もあるということで、今までの我々の水供給のシステム、このようなものが大きく影響してくる可能性が高いというふうに考えてございます。

19ページですが、いわゆるカーボンニュートラルも念頭に置きながら、現在の発電の長期見通しみたいなものが作られていますが、今まで実は需要が減少傾向だったのですが、昨今のAIだとか、大量に電気を消費するものが増えてくると見通されてございまして、2040年度、電力としては、必要量は引き上げていかないといけない。その中でカーボンニュートラルのことも考えると、水力は何とか増強できないかというようなことで、これは省水力みたいなものですとか、あるいは揚水力ですとか、そもそもの根本のベースエネルギーとしての水力発電の価値というものが、この電力の中でも見直されてきているなどと考えてございます。

それから、水需要の変化という面で見ますと、31ページ、32ページのところからになりますが、トータルの水の使用量というのは、御存じのとおり減少傾向ということでございます。他方、33ページのように田畑は減っているのだけれども、水を使うパターンや、使い方も変わっておりますし、34ページになりますが、温暖化の影響もありまして、融雪出水の融雪期が早くなっている。あるいは品種が変わっている。それから、暑くなっ

ているので、いかに涼しくするために水を回していく、このような使い方、あるいは社会のシステムの変化もありまして、農業用水としても使い方の見直しをしていかなければいけないということでございます。

それから、36ページ、局所的ではございますが、半導体の製造工場などが日本にも局所的にできてきている。それに伴って非常に大量の水を消費する、洗浄の過程の中で必要になってくるということで、そのための水の供給が必要になってくるということでございます。その他、37ページでありますような水利用、水を潤い環境として、あるいは水田の冬期湛水とありますが、本来の田んぼ、あるいは湿地の環境みたいなものをこの水の力を使って再生できないかみたいなこと、38ページにありますような、その他消雪用水など、地域の水利用としてもいろいろなニーズがあるのではないかなというように考えているものです。

こういう中で、先ほども少し冒頭御紹介させていただきましたが、資料7-3にございますが、流域総合水管理への展開ということで、3ページ、この3つの輪っかを、あるいは全体のこの面積を広げていくようなことを考えたいということです。5ページになりますが、現在も、利益相反を事例として考えますと、これは専門的で難しいのですが、ダムで運用を変えていこうとしております。例えば冬に融雪の出水があつて、これを全部ダムに貯め切れずに洪水として流してしまっている。これは、環境上は必要なのですが、電力の観点からすると、トータルの電力量は下がっているということであれば、この洪水を待ち受けるような冬の、冬期の水位の低下、あらかじめさせておいて、この出水を待ち受けて、全部発電で使ってしまう。こういうことですか、洪水期の6月-10月のところにありますが、洪水で貯めた容量を、すぐ水位を低下させるのではなくて、発電しながら全部水で増電力しながら、ゆっくり水位を下げる。こういうことも考えられるのではないかなという一方で、6ページにありますように、下流の環境から見ると、全部水位が安定してしまうというのは、よろしくない。時々フラッシュさせて付着藻類、あるいは土砂が移動する。コロコロ転がるような環境が、環境としては健全だと。こういうバランスをどういうふうにとっていくのかということを含め今後議論したいということでございます。最終的には11ページにありますが、最近、気候変動で流域治水という取組が進んでいますように、治水対策というか、水災害対策に非常に重きを置かれてございますが、水系によっては環境だとか、水利用が非常に重要なところもありますので、それら総合的に効果を発現させていくようなことをしたいと考えてございます。

今、大きな、議論の論点としては、12ページになりますが、全体でよりよくなるような仕組みを作るということで、どういうふうに①にあるような既存の施設を運用していったらいいのか、あるいは運用しようと思っても、環境の配慮ですとか、リスクの分担、1人が、誰かが損する可能性があれば、そのリスクを誰かが補填してあげるみたいなことがあるかもしれませんし、それで得られた利益が増えるのであれば、どういうふうにそれをみんなで分配していくのか。③にあるようにいろいろな関係者が水利用、環境、治水の調整をどのように進めていったらいいのか。

それから、④にありますように、それを実現するためには、しっかり情報が皆さんと共有されていなければいけない。それを予測するような技術なども開発していかなければいけない。その人、それを支える人をどのようにしていくかみたいなことを考えていかなければいけないということで、現在、議論が進んでいるところでございます。また、取りまとめは夏頃というのを予定してございますが、方向性が決まりましたら、また皆様にも情報提供させていただければと思っております。

お時間をいただきまして、現在検討中の流域総合水管理の検討状況を御説明させていただきました。ありがとうございます。

【委員長】      ありがとうございます。

全般を通じて御発言いただきたいと思うのですが、〇〇委員、全体で何か資料とか御覧になって、もし御発言されたいということがあればお伺いしたいと思っております。

【〇〇委員】      事前説明等で聞かせていただき、私自身、疑問は解消しております。今、新しい方向性について教えていただいたパートかなと思っておりますので、特に私のほうから意見はありません。また決まったら教えていただけるということですので、この事業に対しての方向性も変わっていくというような認識でよかったのかとか、直接どうつながるかというところが少し分かりづらかったかなと思うので、もし今の段階で補足いただけるのであれば、そうでなければ御放念いただければと思います。    以上です。

【事務局】      様々な観点からさらに流域の方々と一緒に連携しながら、この水の使い方の価値を流域単位なのか、地域単位でいろいろ議論、柔らかに進めていこうとするものでございます。制度を全体で作るとともに、しっかり地域でこういう取組がいろいろな果実を生んでいくように頑張りたいと思っておりますので、またよろしく願いいたします。

【〇〇委員】      ありがとうございます。

【委員長】      それでは、以上をもちまして第19回社会資本整備審議会河川分科会事業

評価小委員会の議事については終了ということにさせていただきます。ありがとうございました。

【事務局】      ありがとうございました。

本日の議事録につきましては、各委員に内容の御確認をいただいた後、発言者の氏名を除きましてインターネットにおいて公開することとさせていただきます。

本日は、長時間御審議、御議論いただきまして、誠にありがとうございました。

— 了 —